**入 札 説 明 書**

令和５年札幌市告示第4506号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日　令和５年10月16日（月）

２　契約担当部局

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所本庁舎４階南

札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課

電話　011-211-2952　ＦＡＸ　011-218-5182

３ 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料のコンビニエンスストア等での収納代行業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和９年５月31日まで。

ただし、契約締結日から令和６年５月31日までは準備期間とする。

(4) 入札書の記載方法

札幌市が発行したCVS収納用バーコードが付されている納付書に基づく札幌市国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料のコンビニエンスストア等での収納１件あたりの単価で行う。（入札書は、銭の単位（１円未満２桁）まで記載すること。）

なお、契約の相手方の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、小数点以下第３位を切り捨てるものとする。）をもって契約単価とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４ 入札参加資格

「仕様書」に定める業務を確実に履行できるものであって、かつ、下記の全ての要件を満たすものであること。

(1) 令和４～７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」又は「その他サービス業」に登録されている者。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者を除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁、令和５年４月１日最近改正）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しないものであること。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 本入札告示時点から起算し、過去３年間で、契約期間が1年以上となる政令指定都市又は中核市に対するコンビニエンスストア等での収納代行業務を適正に履行した実績を有すること。

５　入札書の提出方法等

(1)　契約条項を示す場所及び問い合わせ先

　　　 前項２に同じ。

(2)　入札書の提出期限

　　 令和５年10月27日（金）10時00分（必着のこと。）

(3) 入札書の開札日時及び場所

日時：令和５年10月30日（月）11時00分

場所：札幌市保健福祉局保険医療部事務室内

（札幌市中央区北１条西２丁目）

(4) 入札書の提出方法

　　ア　入札書を作成し、入札書は別紙1の様式で作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和５年10月30日11時00分開札〔札幌市国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料のコンビニエンスストア等での収納代行業務〕の入札書在中」の旨を記載し、前項２あてに入札書を受領期限までに提出しなければならない。

　　イ　郵送により提出する場合は、中封筒と外封筒の二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ封印し、中封筒外封筒いずれにも「令和５年10月30日11時00分開札〔札幌市国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料のコンビニエンスストア等での収納代行業務〕の入札書在中」と記載し、前項２あてに入札書の提出期限までに必着としなければならない。送付方法は、配達証明郵便、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかによること。

　　　　なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

　　ウ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

(5) 仕様等に対する質問及び回答

　ア　提出方法

　　　書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。電話による照会には応じない。

イ　提出先及び提出期限

前項２の契約担当部局へ、前項１の告示の日から令和５年10月19日(木)までの午前8時45分から午後5時15分までの間に提出すること。

ウ　回答書の閲覧

質問に対する回答については、令和５年10月23日（月）以降、前項２の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

なお、本件入札に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

 (6) 入札の無効

ア　本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第１１条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ　札幌市物品等又は特定役務の調達の特例を定める規則第６条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

ウ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ　調達を取り止め、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(8) 代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の書名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状（別紙２）を提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9)　開札

ア　開札は、前記５(3)の日時及び場所において行う。入札者及び代理人は、立会人として参加することができる。

イ　立会人として参加する入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ　立会人として参加する入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙２)を提示しなければならない。

エ　立会人として参加する入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特に止むを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、改めて日時を決定し再度の入札を行う。

６　その他

 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　　免除

(3) 契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の１年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して５日後(５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(4) 落札者の決定方法

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札(有効な入札に限る。)をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記６(4)ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ　同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、入札者又は代理人が立会人として入札に参加している場合は、直ちに、当該入札者又は代理人にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して３日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、前項４に掲げる競争入札参加を有することを証する書類(別記｢入札参加資格審査資料の提出について｣参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

前記６(4)ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、前記６(4)ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

　(5) 入札者に要求される事項

ア　この一般競争入札に参加を希望するものは、前項４に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類(別記参照)を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ　入札参加者は、本入札説明書、仕様書又は契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

　(6) 落札の取消し

　　　落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

　　イ　契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付をしないとき。

　　ウ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

　　エ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

　(7) 免税事業者であることの申出

　　　落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙３）を提出しなければならない。

(8) 契約書の作成

ア　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　前記６(7)イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

別紙４のとおり